

## 平成 25 年度監査計画

平成 25 年 3 月 19 日

日本証券業協会

### 1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会の法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等を勘案した上で、監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的な監査を実施する。

### 2. 監査の重点事項

内部管理態勢が不十分な状況及び金融商品の勧誘・販売に当たっての説明状況に関する苦情等が多く見られることを踏まえ、平成 25 年度監査の重点事項は、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に法令・諸規則違反の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

#### 【会員、特別会員共通】

##### (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証

協会の内部管理態勢の充実・強化を一層推進する観点から、その整備・強化の状況について点検する。

##### (2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び金融商品の販売に当たって商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているかについて、新規に口座開設を行った顧客及び高齢者への販売状況について重点的に点検する。

特に、投資信託営業については、以下の事項について点検する。

- ① 顧客の投資目的・意向を軽視した取引等を未然に防止するための管理態勢
- ② 乗換え勧誘時における重要事項の説明状況
- ③ 相場が急激に変動したことにより、基準価額が大幅に変動した場合のアフターケアの状況

- (3) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債等の販売態勢の検証  
合理的根拠適合性の事前検証の実施状況、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債及び投資信託並びにレバレッジ投資信託に係る勧誘開始基準の策定とその運用状況について点検する。
- (4) 倫理コードの保有及び遵守状況の検証  
協会員の信頼性向上に向けた倫理コードの保有及びその遵守状況等について点検する。

**【会員のみ】**

- (5) 顧客資産の分別管理の状況の検証  
顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか重点的に点検する。
- (6) 財務の健全性に係る検証  
自己資本規制比率が低下している等の会員に対しては、財務の健全性について重点的に点検する。
- (7) 売買管理態勢等の整備状況の検証  
インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢及び法人関係情報の管理態勢の状況について重点的に点検する。  
また、インターネットを利用した顧客の注文に関しては、売買審査の実効性を確保するために必要な情報の保存状況について点検する。

**3. 監査対象先の選定**

監査対象先の選定は、単に監査周期のみではなく、以下の状況等を総合的に考慮して行う。

- (1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】  
自己資本規制比率が一定の水準（200%）を割り込んだ会員又は同比率が急激に低下している会員
- (2) 各種の情報  
オフサイトモニタリングにより収集した営業・財産の状況又は役員・大株主の状況等に係る情報に基づき、その実態について確認する必要がある協会員又は一般投資家からの苦情及び金融商品事故等が多い協会員
- (3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスクの高い商品を主に取り扱う業務内容となっている協会員

リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的なチェックが必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

なお、選定に当たっては、監査対象先の規模及び支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員 95 社及び特別会員 65 機関を目途とする。

4. 監査の実施方法

監査規則第5条に規定する実地監査及び書類監査の実施方法は、以下のとおりとする。

(1) 実地監査

① 対象部店

監査の対象部店は、原則として本店とする。ただし、支店又は営業所等については、必要に応じ本店と併せて又は単独で監査を実施する。

② 監査期間

監査期間は、監査対象先の規模、業務内容及びリスク等を考慮して決定することとし、原則として1監査対象先につき30営業日以内とする。

③ 監査実施通知

監査の実施に当たっては、監査期間及び監査対象部店等を書面により通知する。

当該通知は、「一般監査」については、あらかじめ監査対象先の代表者に対し、原則として監査着手日の概ね15営業日前に行う。

また、監査規則第4条第2号から第4号までに規定する「特別監査」、「フォローアップ監査」及び「機動的・継続的監査」（以下「特別監査等」という。）に係る当該通知については、監査着手日までに行う。

④ 監査項目

監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に基づき、個別具体的に監査項目を決定する。

なお、平成25年度監査計画に基づく監査項目は、別紙のとおりとする。

⑤ 効率的な監査の実施

「6. 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）」の結果を踏まえ、提出依頼資料の削減・簡素化、既存資料の活用及び的確なヒアリングの実

施等、より効率的な監査の実施に努める。

(2) 書類監査

① 監査対象先の選定

第一種金融商品取引業を主たる業務としない会員及び登録金融機関業務の実績が極めて少ない特別会員等、業務内容及び規模から見て、実地監査の必要がないと思われる協会員について選定する。

② 監査実施通知

監査の実施に当たっては、あらかじめ監査対象先の代表者に対し書面により通知する。当該通知は、書類の提出期限の概ね 10 営業日前に行う。

③ 書類の提出

監査対象先に提出を依頼する資料については、所定の提出期限を設けるとともに、提出された書類の内容が不十分であると認められる場合には、再提出を依頼する。

また、監査対象先から提出された書類に基づき監査を実施した結果、必要があると認められた場合には、改めて実地監査を行う。

5. 監査結果の通知等

監査規則第 10 条に規定する監査結果の通知の方法及び監査の講評等は、以下のとおりとする。

(1) 監査の講評

監査結果の通知に先立ち、監査対象先の代表者等に対し、監査で把握した法令・諸規則上の不備及びその背後にある内部管理態勢上の不備について、問題点の所在を講評する。ただし、緊急を要すると判断した場合等には、講評しないことがある。

(2) 監査結果の通知

監査結果については、監査対象先の代表者に対し、書面により通知する。ただし、特別監査等については、監査結果の内容により書面による通知を行わないことがある。

(3) 監査結果の概要等の周知徹底

協会員の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び適切な内部管理態勢の構築に係る自主的な取組みの促進に資するため、監査結果の概要については半期毎に、監査結果の具体的内容及び留意点については四半期毎にそれぞれ取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図る。

## 6. 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）

監査の実態を把握することにより、適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、以下のとおり、協会員からオフサイト又はオンサイトによる意見を受け付ける。

ただし、金融商品取引所との合同検査においては、本協会の監査に係るもののみを対象とする。

### (1) オフサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員を対象として、内部監査部が書面（電子データを含む。）により意見を受け付ける。

#### ① 意見の受付範囲

監査方法、監査期間及び監査手法等について受け付ける。

（注） 法令・諸規則の解釈及び事実関係の認定等、監査指摘の内容に係るものは除く。

#### ② 意見の提出先・提出方法

本協会会長宛てとし、郵送又は協会WANシステムを通じて受け付ける。

#### ③ 受付期間

監査着手日から監査終了日（監査結果通知書の交付日）の1か月後までの間とする。

#### ④ 意見受付後の対応

イ. 監査対象先から寄せられた意見については、必要に応じ内部監査部が意見表明先及び監査本部に対しヒアリング又は資料の徴求を行う。

ロ. 内部監査部は、調査結果を会長に報告するとともに、監査担当責任者（監査本部長又は監査1部長をいう。以下同じ。）に通知し、必要に応じ改善等の指示を行う。

ハ. 寄せられた意見について、意見表明先に対し個別には回答しないが、今後の監査に有効に活用する。

### (2) オンサイト監査モニター制度

監査を実施した協会員のうち、監査本部が任意に選定した監査対象先に対して、監査担当責任者が指定した者が臨店監査期間中に訪問し、直接、代表者又は内部管理統括責任者等から意見を受け付ける。

#### ① 意見受付範囲

監査方法、監査期間及び監査手法等について受け付ける。

#### ② 意見受付後の対応

監査担当責任者は、必要に応じ監査チームの主任監査員に対し所要の指示を行う。

## 7. 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

監査の効率性及び実効性を高める観点から、以下のとおり、引き続き関係機関との連携を強化する。

- (1) 証券取引等監視委員会との間において、同委員会が行う検査と本協会が行う監査についての情報共有及び同委員会が主催する研修への参加等により監査業務の質的向上を図る。
- (2) 金融庁、証券取引等監視委員会及び他の自主規制機関の実務担当者との間において、監査業務に関する有用な情報の交換を行う。  
特に、財務状況が悪化している等の情報のある会員に関しては、情報交換を密接に行う。
- (3) 他の自主規制機関と実施している合同検査について、必要に応じ現行の監査のスキームにおける問題点等を検証し改善を図る。

## 8. 節電対応

電気事業法の規定に基づき、電気の使用制限（以下「使用制限」という。）が定められた場合等の監査については、以下のとおりとする。

- (1) 使用制限が定められた場合  
使用制限が定められた地域内に本店が所在する協会員及び同地域内に所在する協会員の支店又は営業所等に対する一般監査は、原則として定められた期間が解除されるまでの間、行わない。
- (2) 使用制限が定められていない場合  
協会員が取り組んでいる節電対応策を尊重しつつ、当該協会員の負担に十分配慮のうえ監査を実施する。

以 上

## 「平成 25 年度監査計画」に基づく監査項目

平成 25 年度監査計画に基づく主な監査項目は、以下のとおりである。

なお、監査の実施に当たっては、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等を勘案した上で、個別具体的に監査項目を決定する。

### 1. 内部管理、リスク管理等

- (1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の整備、強化の状況
- (2) 顧客資産の分別管理の実施状況
- (3) 自己資本規制比率の算出状況
- (4) 株券のディーリング業務・貸借取引等の管理状況
- (5) 有価証券の引受け審査態勢の状況
- (6) グリーンシート銘柄の新規届出に係る審査態勢の整備、強化の状況
- (7) 個人情報保護に関する指針等の遵守状況
- (8) 取引時確認（仮名取引の受託、名義・住所の貸借を含む。）及び疑わしい取引の届出の励行状況
- (9) 新規顧客の反社会的勢力に関する情報の照会及び反社会的勢力との関係遮断に関する管理態勢の整備、強化の状況
- (10) 金融商品事故等に関する改善措置及び事故確認手続き等の実施状況
- (11) 外務員登録・外務員資格に関する管理状況
- (12) 公社債等の取引公正性の確保状況
- (13) 「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の遵守状況
- (14) 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の遵守状況
- (15) 委託業務に関する管理状況
- (16) 倫理コードの保有及び遵守状況
- (17) 役職員の有価証券の売買等に関する管理態勢の状況
- (18) 証券化商品の販売等に関する管理態勢の状況
- (19) CFD取引に関する管理態勢の状況

### 2. 内部監査

- (1) 監査態勢の整備、強化の状況
- (2) 内部監査の実施状況

### 3. 売買管理、注文管理等

- (1) 会員及び顧客による不公正取引防止のための売買管理態勢の整備状況（インターネット利用顧客の注文に係る売買管理の実効性の確保に必要な情報の

保存状況を含む。)

- (2) 法人関係情報に係る管理態勢の整備、強化の状況
- (3) 取引所売買に関する法令・諸規則の遵守状況
- (4) 私設取引システム（PTS）による売買取引の管理状況
- (5) 誤発注の未然防止に関する注文管理態勢の整備状況
- (6) 最良執行方針等の実施状況

#### 4. システム管理、BCP対応等

- (1) システムリスク管理態勢の状況
- (2) 「インターネット取引において留意すべき事項について（ガイドライン）」の遵守状況
- (3) 緊急時事業継続態勢の整備状況
- (4) 「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の遵守状況

#### 5. 投資勧誘、顧客管理等

- (1) 適合性の原則に関する状況
- (2) 合理的根拠適合性の事前検証に関する状況
- (3) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に関する状況
- (4) 特定投資家と一般投資家との移行に関する管理状況
- (5) 契約締結前交付書面等の交付及び同書面に関する説明状況（金融ADR制度の事項を含む。）
- (6) 虚偽告知、誤解告知、断定的判断の提供及び虚偽・誤解表示に関する法令の遵守状況
- (7) 広告審査態勢の整備状況
- (8) 投資信託の乗換勧誘時の説明等に関する状況（償還乗換優遇制度の利用状況を含む。）
- (9) 信用の供与の条件として取引を勧誘する行為等及び優越的地位の濫用に関する未然防止の状況（自動的な信用供与に関する未然防止の状況等を含む。）
- (10) 非公開融資等情報の管理状況
- (11) 有価証券と預金等との誤認の未然防止状況
- (12) グリーンシート銘柄等の投資勧誘及び売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (13) 店頭有価証券の投資勧誘及び売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (14) インサイダー取引の未然防止状況
- (15) 募集株券等の顧客への配分及び配分先情報提供の状況

- (16) 「信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の変更等の取扱いに関する規則」の遵守状況
- (17) その他禁止行為等に関する法令・諸規則の遵守状況

6. 金融商品仲介業等

- (1) 金融商品仲介業における有価証券の売買等に関する法令・諸規則の遵守状況
- (2) 金融商品仲介業者の管理態勢の整備状況

以 上

## 「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」の進捗状況

平成 25 年 3 月 19 日

日本証券業協会

インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について (平成 24 年 10 月 16 日)	これまでの検討状況	現 状
1. 自主規制規則等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」において、法人関係情報の管理態勢に係る対応について検討</li> <li>■「引受けに関するワーキング・グループ」において、公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応について検討</li> <li>■上記検討を受けて、自主規制会議において「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」を取りまとめ（平成 24 年 12 月 18 日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正案及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」（案）の制定について、パブリック・コメントを募集（3 月 14 日～3 月 28 日まで）</li> <li>■公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について、パブリック・コメントを募集（3 月 14 日～3 月 28 日まで） ⇒自主規制会議に報告（3 月 19 日）</li> </ul>
2. 自主制裁の強化 ・過怠金の引上げ等 ・不都合行為者の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「不都合行為者制度等に関するワーキング・グループ」を設置（平成 24 年 12 月 18 日）し、不都合行為者の取扱いの対象範囲の見直しの可否を始め、役職員に関する処分等のあり方全般について検討</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（過怠金の引き上げ等更なる厳格化の可否については今後検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■左記ワーキング・グループにおいて検討中</li> </ul>
3. 監査及び売買管理に関する協力体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■証券取引所との合同検査における協力体制の強化</li> <li>■証券取引所及び証券取引等監視委員会における売買管理への協力体制の強化</li> </ul>	実施済
4. 研修及び資格試験制度の見直し ・研修制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事務局組織を改編し、「研修部」を自主規制部門である規律本部に移設（平成 24 年 7 月 1 日）</li> <li>■「倫理」意識の醸成及び法令・諸規則等コンプライアンス研修の充実に向けた対応について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■特別研修の実施 ⇒平成 24 年 10 月～25 年 1 月（東京 3 回、大阪 1 回）</li> <li>■「平成 25 年度における協会員に対する研修基本計画」の策定 ⇒自主規制会議に付議・了承（1 月 15 日）</li> </ul>
・社内研修の充実等 ・資格更新研修の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「研修編成ワーキング・グループ」において、社内研修及び資格更新研修の充実等に向けた対応について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「協会員における社内研修の充実等に向けた対応について」を取りまとめ ⇒自主規制会議に報告（3 月 19 日）</li> <li>■資格更新研修の内容を拡充（2 月）</li> <li>■「外務員資格更新研修のコンテンツの改訂について」を取りまとめ（2 月）（今秋：反映予定） ⇒試験委員会（3 月 8 日）自主規制会議（3 月 19 日）に報告</li> </ul>
・外務員資格試験等の充実等 ・外務員必携等の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「外務員等資格試験問題改革プロジェクトチーム」等において、外務員及び内部管理責任者に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）に基づき出題する枠組みの構築について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■シラバスを取りまとめ（2 月） （3 月：全試験問題点検を実施予定、6 月：投資者の意識や規制環境の変化に即応した内容をシラバスに反映予定）</li> <li>■外務員等資格試験及び外務員必携等の内容を拡充（2 月） ⇒試験委員会（3 月 8 日）、自主規制会議（3 月 19 日）に報告</li> </ul>

## 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定について（案）

平成 25 年 3 月 13 日

日本証券業協会

### I. 改正等の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組み及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成 24 年 10 月 16 日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」（以下、「ワーキング」という。）における検討状況等を踏まえ、平成 24 年 12 月 18 日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

今般、本対応要綱に基づくワーキングにおける検討結果等を踏まえ、協会員におけるインサイダー取引防止及び法人関係情報の管理の徹底を図るため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正及び「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定を行うこととする。

### II. 改正等の骨子

1. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正
  - (1) 法人関係情報の管理に関し、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならないこととする。（第 7 条）
  - (2) 協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」において定めることとする。（第 8 条）

2. 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方」の制定

協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示す。

### III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：平成25年3月14日（木）から3月28日（木）17：00まで（必着）

②提出方法：郵便または電子メールにより下記まで提出してください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：[public@wan.jsda.or.jp](mailto:public@wan.jsda.or.jp)

(2) 意見の記入要領

件名を「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正等についての意見とし、次の事項をご記入のうえ、提出してください。

- ①氏名又は名称
- ②連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④意見の該当箇所
- ⑤意見
- ⑥理由

○本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

# 資料5-3

## 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の一部改正について(案)

平成25年3月13日

(下線部分変更)

改正案	現 行
<p><b>(管理態勢の充実)</b></p> <p><b>第7条</b> 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</u></p> <p><b>(規則の考え方)</b></p> <p><b>第8条</b> 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、「<u>『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』に関する考え方</u>」において定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p><b>(管理態勢の充実)</b></p> <p><b>第7条</b> 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的に検査を行わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

## 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」に関する考え方(案)

平成25年3月13日

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的とする。</p>	<p>・「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」(以下「規則」という。)に関する考え方(以下「規則の考え方」という。)は、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、規則の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すものである。</p> <p>なお、協会員が業務上取得する法人関係情報の漏えいや不正利用による不公正取引を防止するためには、自社の法人関係情報の管理態勢について形式的な整備に留まることなく、自社の業態、社内組織、規模等に応じた実効性のある管理態勢の整備を図る必要があることに留意する。</p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、「規則の考え方」に示す留意事項や具体例の項目について、必ずしも社内規則等にすべてを規定する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。また、「規則の考え方」で定義、使用する用語等についても、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を使用する必要はないが、「規則の考え方」の趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 法人関係情報</p> <p>金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第14号に規定する法人関係情報をいう。</p>	<p>・規則における、法人関係情報の定義は金融商品取引業等に関する内閣府令に規定されたものと同一である。</p> <p>・自社又は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条に規定する親会社、子会社、関連会社若しくは関係会社の関係にある会社(以下あわせて「自社等」という。)が金融商品取引所に上場している協会員においては、自社等に関する法人関係情報も規則の対象となることに留意する。</p> <p>・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の漏えいや不正利用を防止するために、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報(例えば、具体的方法の決定には至っていないが、一定の時期や規模が想定される資本調達ニーズに関する情報等)について、例えば、取得した際報告する、電子ファイルを含む書類により管理を行う、又は業務上必要な場合を除き、伝達制限の対象とすること等が考えられる。</p> <p>・法人関係情報を取得している協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、それ自体は法人関係情報に該当するわけではないが、他の情報と相まって法人関係情報となり得る情報(以下「示唆情報等」という。)に関しても、業務上必要な場合を除き、伝達を制限することが考えられる。例えば、次のようなものが示唆情報等に該当すると考えられる。</p> <p>イ 法人関係情報を取得していることを示唆する情報(示唆情報)</p> <p>…例えば、増資案件が存在することを直接的にほめかす場合に限らず、管理部門が、所定の手続に則って、アナリストに対してアナリスト・レポートの公表を制限する旨を伝達する場合や営業部門によるブロック取引の事前確認に対して法人関係情報の存在を理由に取引不可とされている旨を伝達する場合の当該情報等も示唆情報等となり得ると考えられる。</p> <p>ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報</p> <p>…例えば、法人関係情報を取得している場合において、銘柄名は伝達しないものの、業種、増資の時期、増資の規模等の一部又は全部について伝達することにより法人関係情報の存在を推知し得る場合における当該情報なども示唆情報等となり得ると考えられる。</p> <p>※以下、「規則の考え方」において、現時点では法人関係情報ではないが、将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報と示唆情報等をあわせて「関連情報」という。</p> <p>※市場における噂や新聞記事それ自体のみを伝達する際、伝達者が当該噂や新聞記事に係る情報に関する法人関係情報又は示唆情報等を取得していない場合は、当該情報は示唆情報等に含まれないと考えられる。</p> <p>※「示唆情報」、「示唆情報等」、「関連情報」の用語は、協会員において法人関係情報の管理態勢等を整備するにあたり必要と考えられる概念を示すものであり、協会員の社内規則等において、必ずしも同一の用語等を用いる必要はない。また、上記に示した各種情報について、例えば、「法人関係情報等」として一括して管理することを妨げるものではない。</p>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>2 管理部門 法人関係情報を統括して管理する部門(法人関係情報の管理を営業所又は事務所ごとに行う場合は、その責任者)をいう。</p> <p>3 法人関係部門 主として業務(金融商品取引業及びその付随業務又は登録金融機関業務をいう。以下同じ。)を行っている部門のうち、主として業務上、法人関係情報を取得する可能性が高い部門をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、法人関係情報の適切な取扱いのために、必要に応じて管理部門及び法人関係部門以外の他の部門を定義し、規則第4条各号に掲げる事項について当該他の部門の業務等に応じて必要な取扱いを定めることが考えられる。他の部門としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 営業部門(金融商品取引業務のうち、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門)</li> <li>ロ トレーディング部門(金融商品取引業務のうち、主として自己取引又は委託取引の執行を行う部門)</li> <li>ハ 調査部門(「アナリスト・レポートの取扱いに関する規則」第2条第4号に規定する調査部門*) <ul style="list-style-type: none"> <li>※アナリスト・レポートの作成を行う協会員における部門をいう。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・協会員は、自社の業態、社内組織、規模等に応じて、管理部門及び法人関係部門以外の部門は共通の規定で足りると判断する場合は、他の部門を定義し、取扱いについて規定する必要はないと考えられる。</li> </ul>
<p>(法人関係情報の管理部門の明確化)</p> <p>第3条 協会員は、管理部門を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則において管理部門とは、コンプライアンス部門全般を指すのではなく、法人関係情報の統括管理を行う部署を指すことに留意する。(規則第2条第2号参照)</li> </ul>
<p>(社内規則の制定)</p> <p>第4条 協会員は、法人関係情報の管理に関し、その情報を利用した不公正取引が行われないよう、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条各号で掲げる社内規則で規定すべき事項は、必ずしも全社的に適用される社内の規則にすべてを規定するのではなく、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、特定の部門に適用される規則や具体的方法等に関し社内ガイドライン等で規定することも考えられる。また、規則第4条各号で掲げる事項の内容を包括的に社内規則等に規定することも考えられる。</li> </ul>
<p>1 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人関係情報を取得した際の手続としては、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 取得者(役員・職員の場合それぞれ)が報告する事項(取得した情報の内容、取得日時、情報の提供元等)</li> <li>ロ 取得者が報告すべき相手(管理部門の長、部店長等)</li> <li>ハ 取得者が報告する方法(社内システム、報告文書等)</li> <li>ニ 報告を受けた者が行うべき行動(更なる上位者への報告、取得者への指示等)</li> </ul> </li> </ul>
<p>2 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した情報の管理手続としては、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項について、協会員の業態、社内組織、規模、立地、システム環境等に応じて、具体的に規定することが考えられる。</li> <li>・このとき、法人関係部門における管理、管理部門における管理又は他の部門における管理の手続や方法が異なる場合は、必要に応じて、それぞれについて規定することが考えられる。</li> </ul>
<p>3 管理部門の明確化及びその情報管理手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門の明確化とは、協会員において法人関係情報の管理を誰が責任をもって行っているかを周知、徹底することを指し、できる限り具体的に担当部署又は役職者を指定することが考えられる。例えば、内部管理全般を管理する部署(例、コンプライアンス部)のうち、特定のセクション(例、法人関係情報管理課)がその任に当たる場合は、その部署又は役職者(例、法人関係情報管理課長)を指定することなどが考えられる。</li> <li>・管理部門における情報の管理手続は、規則第6条に関する「規則の考え方」に示す事項に準じて規定することが考えられる。</li> </ul>
<p>4 法人関係情報の伝達手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正取引を防止する観点から、法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続(例、管理部門の承認等)に則るときを除き、伝達を行ってはならないものと考えられる。このような点に留意して、法人関係情報の伝達手続について、社内規則等を定めることが考えられる。</li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人関係情報の消滅としては、例えば、次のようなものが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 発行体等が当該情報について開示書類等により公表した場合</li> <li>ロ 発行体等から当該情報に係る案件の中止の決定について連絡を受けた場合</li> </ul> </li> <li>・将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報として管理している場合において、相当な期間（具体的な期間については協会員が規定する）を経過したにもかかわらず、当該情報に係る案件について法人関係情報となるような具体的な進展がみられず、かつ合理的に判断した結果、投資判断に影響を及ぼすような情報として認められない場合は、当該情報を抹消することが考えられる。</li> <li>・発行体等から法人関係情報及び将来法人関係情報となる蓋然性が高い情報を取得した者及び管理部門は、管理している情報が公表されていないか、又は当該案件が中止されていないか等、当該情報の管理を解除する状態にないかを定期的に確認する必要があると考えられる。</li> <li>・法人関係情報及び将来法人関係情報になる蓋然性が高いと考えられる情報の消滅又は抹消手続としては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 当該情報の消滅を知った場合の報告方法（社内システム、報告文書等）</li> <li>ロ 管理部門における当該情報の抹消方法</li> <li>ハ 当該情報の登録内容の適宜の見直し（一部抹消等）</li> </ul> </li> </ul>
<p>6 禁止行為に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止行為に関しては、例えば、次のような事項について規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 法人関係情報は、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨</li> <li>ロ 規則第2条第1項に関する「規則の考え方」で示した関連情報についても、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内及び社外ともに伝達禁止である旨</li> <li>ハ 管理部門又は法人関係部門以外の部門の者から管理部門又は法人関係部門に対して、法人関係情報及び関連情報（対象とする関連情報の範囲は協会員が必要に応じて規定する。以下、本号において同じ。）について不正な情報追求や詮索を行ってはならない旨、及び管理部門又は法人関係部門の者は、当該情報追求や当該詮索に対し回答してはならない旨</li> <li>ニ アナリストに対して、法人関係情報及び関連情報の有無を詮索する行為（社内の規則や業務フロー等に応じてどのような行為が該当するかを規定する）をしてはならない旨、及びアナリストは、当該詮索に対し回答してはならない旨</li> <li>ホ 法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己の取引（トレーディング）を行ってはならない旨</li> <li>ヘ 役職員は、法人関係情報又は関連情報に基づいて、自己投資を行ってはならない旨</li> <li>ト 顧客に対して法人関係情報又は関連情報を提供して勧誘を行ってはならない旨</li> </ul> </li> </ul> <p>※なお、上記イ、ロ等の「業務上必要な場合」及び伝達に必要な所定の手続については、協會員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、法人関係部門内での情報伝達の場合やM&amp;A業務における社外の関係者への情報伝達の場合等についてあらかじめ規定することが考えられる。</p> <p>※上記イ、ロには、法人関係情報又は関連情報を市場における噂や新聞記事として伝達する場合を含む。</p>
<p>7 その他協会員が必要と認める事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の事項としては、協會員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のような事項について必要に応じて規定することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 調査部門（又はアナリスト）に対する営業部門からの照会及び回答に関する手続</li> <li>ロ 顧客から不当な情報提供要求があった場合の対応について</li> </ul> </li> </ul>
<p>（法人関係情報を取得した際の手続）</p> <p><b>第5条</b> 協会員は、法人関係情報を取得した役職員に対し、当該取得した法人関係情報を直ちに管理部門に報告するなど法人関係情報を取得した際の管理のために必要な手続を定めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第4条第1項に関する「規則の考え方」を参照。</li> </ul>

自主規制規則	自主規制規則の考え方
<p>(法人関係情報の管理)</p> <p><b>第 6 条</b> 協会員は、法人関係部門について、他の部門から物理的に隔離する等、当該法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理する物理的な隔離方法としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、施錠管理等を考慮することが考えられる。</li> </ul>
<p>2 協会員は、法人関係情報が記載された書類及び法人関係情報になり得るような情報を記載した書類について、他の部門から物理的に隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人関係情報が記載された書類等の管理方法としては、協会員の法人関係部門の設置場所、レイアウトや法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、適切な管理方法を定めることが考えられる。</li> </ul>
<p><b>3</b> 協会員は、法人関係情報が記載された電子ファイル及び法人関係情報になり得るような情報を記載した電子ファイルについて、容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人関係情報が記載された電子ファイル等の管理については、協会員の社内組織やシステム環境等を勘案し、必要に応じてアクセス権限の設定や電子メールの利用方法等を定めることが考えられる。</li> </ul>
<p>(管理態勢の充実)</p> <p><b>第 7 条</b> 協会員は、法人関係情報の管理に関し、社内規則に基づき適切に行われているか否かについて、<u>定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。</u>(下線部変更)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「定期的な検査等のモニタリング」とは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、例えば、次のようなものが含まれると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 検査等を担当する部署が行う定期的な又は随時の検査等</li> <li>ロ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う定期的な又は随時の点検（いわゆる「自店検査」等）</li> <li>ハ 法人関係部門又はその管理を行う部門等が行う日常的な点検</li> </ul> </li> <li>検査等を担当する部署が行う定期的な検査等のサイクルは、協会員の業態、社内組織、規模等に応じて、設定することが考えられる。</li> <li>例えば、検査等のサイクルが一定期間以上（協会員の規模等に応じ、例えば1年超）の間隔となる場合には自店検査や日常的な点検等をあわせて行うことにより、モニタリング態勢を構築することも考えられる。</li> <li>自店検査や日常的な点検としては、例えば、法人関係部門の管理者等が、規則第6条で規定する法人関係情報の管理について、「規則の考え方」に沿った適切なものとなっているかについて、協会員の業態、規模、社内組織、システム環境等を勘案し、書類の保管、アクセス権限の設定、通話録音及び電子メール等について、随時サンプル調査を行うこと等が考えられる。</li> <li>管理部門及び法人関係部門以外において法人関係情報の管理が必要となる場合は、管理責任者を設けたうえで上記法人関係部門等におけるモニタリングの考え方に準じた対応を行うことが考えられる。</li> </ul>
<p>(規則の考え方)</p> <p><b>第 8 条</b> 本協会は、協会員におけるこの規則の運用等に関する事項について、『<u>協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則</u>』に関する考え方において定めるものとする。(下線部追加)</p>	

## 公募増資等の公表前における情報漏えい等への対応に係る「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 3 月 14 日  
日本証券業協会

### I. 改正の趣旨

本協会では、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題の発生に鑑み、発生した個別事案等を確認するとともに、これらの個別事案を踏まえた各社の課題や取組及び国内外のインサイダー取引規制等に関する幅広い関係者等からの意見を踏まえ、平成 24 年 10 月 16 日付で「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめた。

また、本対応方針を受けた各ワーキング・グループにおける検討状況等を踏まえ、平成 24 年 12 月 18 日付で「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」を取りまとめた。

今般、本対応要綱において引き続き検討を進めることとされていた、公募増資の公表前において、主幹事会員の役職員による当該公募増資に関する情報の漏えいが判明した場合、当該公募増資に係る情報を利用したインサイダー取引が判明した場合又は当該上場会社の株価に大幅な下落が認められた場合に、当該主幹事会員の取るべき対応について、「引受けに関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえ、「有価証券の引受け等に関する規則」の一部を改正することとする。

### II. 改正の骨子

1. 引受会員は、その役職員により募集又は売出しに係る法人関係情報の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。）が行われたことが、当該募集又は売出しの公表前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならないこととする。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。

（第 34 条の 2 第 1 項）

2. 主幹事会員は、募集又は売出しの公表前に、当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引（他の規定の対象となる取引を除く。）が行われたことが判明した場合又は当該募集又は売出しに係る上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合には、当該募集又は売出しの日程について、当該上場発行者と協議を行うこととする。

（第 34 条の 2 第 2 項）

3. その他所要の規定の整備を図ることとする。

### III. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：平成 25 年 3 月 14 日(木)から平成 25 年 3 月 28 日(木)17:00 まで(必着)
- ② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「『有価証券の引受け等に関する規則』の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

- ① 氏名又は名称
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）
- ③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 エクイティ市場部（TEL 03-3667-8647）

以 上

## 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 3 月 14 日

（下線部分変更）

改正案	現行
<p><u>（上場発行者の役員による取引の場合の取扱い）</u></p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、当該上場発行者が発行する株券等（<u>不動産投資信託証券を除く。以下この条及び次条において同じ。</u>）の募集又は売出しに係る情報が公表される前において、当該募集又は売出しが行われることを知りながら当該上場発行者が発行した株券等の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条及び次条において同じ。）を行ったことが判明した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p> <p>2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことが判明した場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことが判明した場合は、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該</p>	<p><u>（引受けの中止時等の取扱い）</u></p> <p>第 34 条 主幹事会員は、上場発行者の役員（金商法第 21 条第 1 項第 1 号に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）が、<u>未公表である当該上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら</u>当該上場発行者が発行した株券等（<u>第 2 条第 1 号に規定する株券等のうち、不動産投資信託証券を除く。以下この条において同じ。</u>）の取引（金商法第 166 条第 6 項各号に該当する場合を除く。以下この条において同じ。）を行ったことを確認した場合には、当該株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならないものとする。</p> <p>2 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しに係る準備期間中において、上場発行者の役員により、当該上場発行者が発行した株券等の取引が行われたことを知った場合には、その都度、当該上場発行者から、当該役員が未公表である当該上場発行者が発行した株券等の募集又は売出しを行うことを知りながら行った取引ではない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>3 主幹事会員は、上場発行者による株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、上場発行者が指名を予定していた主幹事会員の交代が行われたことを知ったときは、当該上場発行者に対して、当該募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）前 6 か月の間において、当該上場発行者による株券等の募集又は売出しを行う計画が第 1 項の規定により取り止められたことがない旨、書面により確認するものとする。</p> <p>4 主幹事会員は、第 1 項の規定により引受けを取り止めることとした後、当該上場発行者の役員が行った当該上場発行者が発行した株券等の取引の日から、当該上場発行者が新たに行おうとする株券等の募集又は売出しに係る上場発行者の業務執行を決定する機関が決定する日（公表がなされるものに限る。）までの期間が 6 か月（売出しについては、主幹事会員が個別事例に即して適当と判断する期間とする。）を経過した後でなければ、当該</p>

改 正 案	現 行
<p>上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない。</p> <p><u>(情報漏えい等の場合の取扱い)</u></p> <p><u>第 34 条の 2</u> 引受会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該引受会員の役職員による当該募集又は売出しに係る法人関係情報（金商業等府令第 1 条第 4 項第 14 号に規定する法人関係情報をいう。）の外部への漏えい（業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除く。以下この条において同じ。）が、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に判明した場合には、当該募集又は売出しの引受けを行ってはならない。ただし、当該引受会員が当該漏えいについて当該上場発行者に対して報告を行ったうえ、当該上場発行者が当該引受会員に対して当該引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。</p> <p><u>2</u> 主幹事会員は、上場発行者が発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たり、当該募集又は売出しに係る情報が公表される前に、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該上場発行者と当該募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。</p> <p><u>1</u> 当該募集又は売出しが行われることを知った者による当該上場発行者が発行した株券等の取引（前条第 1 項の取引及び前項の漏えいにより当該募集又は売出しが行われることを知った者による取引を除く。）が行われたことが判明した場合</p> <p><u>2</u> 当該上場発行者の株価に大幅な下落が認められた場合</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>上場発行者の発行する株券等の募集又は売出しの引受けを行ってはならない<u>ものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>

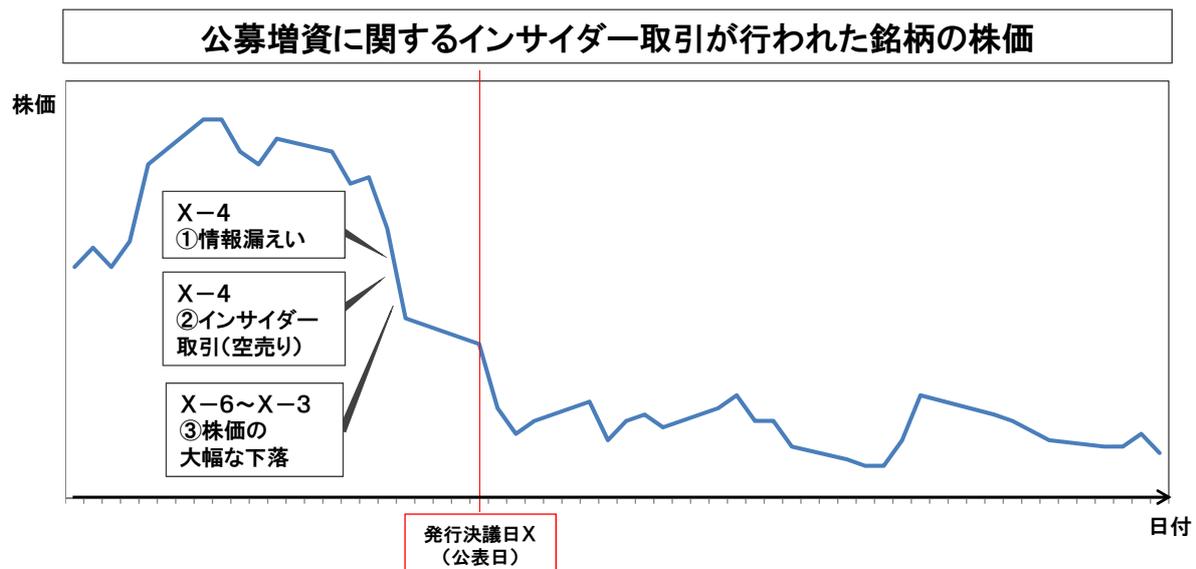
## 公募増資等の公表前における 情報漏えい等への対応に係る 規則改正について(概要)

平成25年3月14日

日本証券業協会

© Japan Securities Dealers Association. All Rights Reserved.

### 1. 増資インサイダー事例の構造

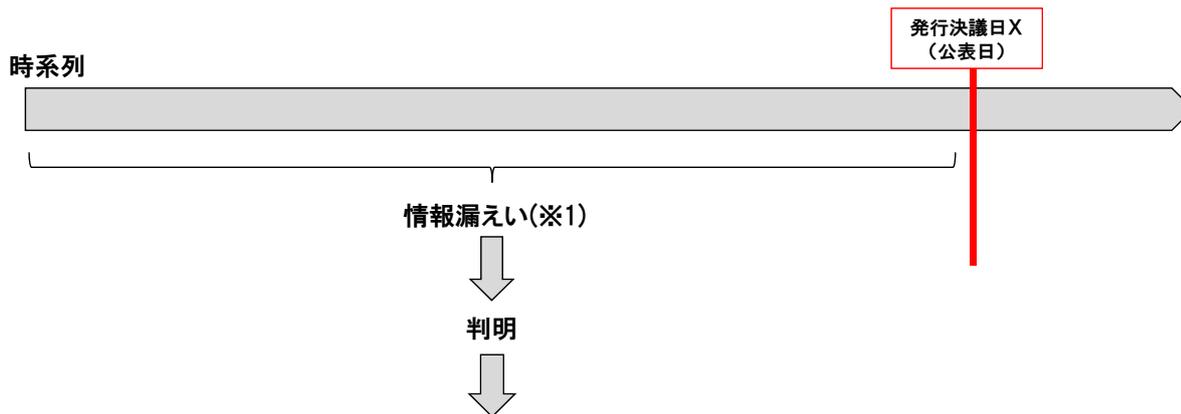


最近の公募増資に係るインサイダー取引事例については、そのほとんどのケースにおいて

- ①主幹事会員の役職員による情報漏えい
- ②情報受領者によるインサイダー取引(空売り)
- ③株価の大幅な下落

が公募増資の公表前に起こっていたことが明らかとなっている。

## 2-① 引受会員の役職員による 情報漏えいが判明した場合の対応



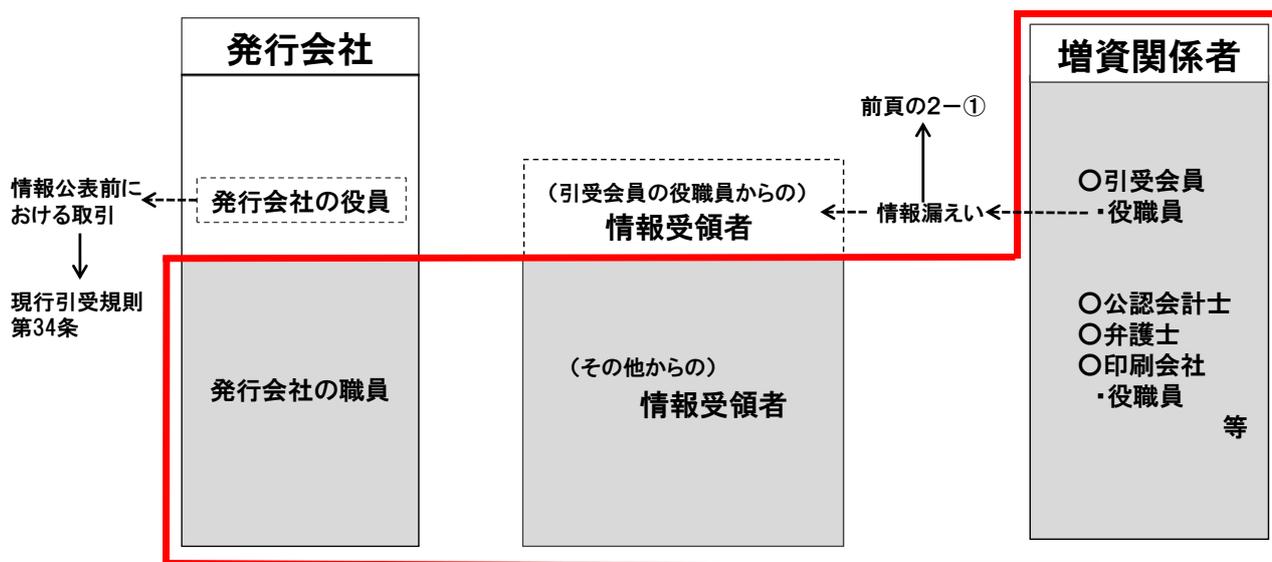
当該引受会員は、引受けを行ってはならない。(※2)

引受会員は、当該引受会員の役職員により株券等の募集又は売出しに関する法人関係情報が漏えい(※1)されていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、引受けを行ってはならないこととする。(※2)

(※1)業務上必要な場合において所定の手続きに則るときを除く。

(※2)引受会員が漏えいについて発行会社に報告を行ったうえ、当該発行会社が当該引受会員に対して引受けを行うことを要請した場合は、この限りではない。

## 2-②-1 情報公表前における取引が行われたことが 判明した場合の対応



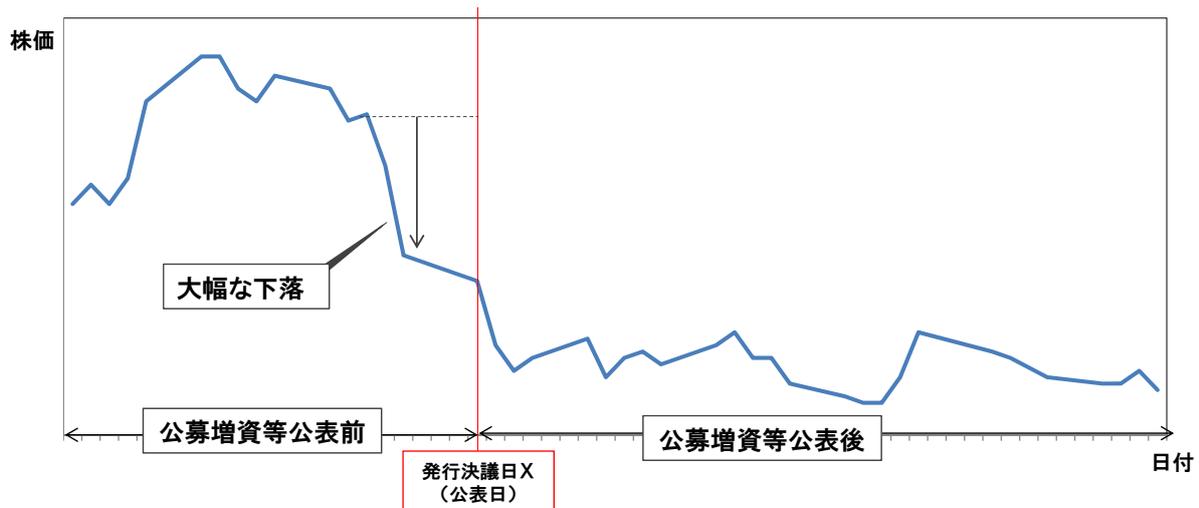
で囲まれた範囲の者による情報公表前における取引が対象となる。

## 2-②-2 情報公表前における取引が行われたことが判明した場合の対応



前頁2-②-1の          で囲まれた範囲の者により、募集又は売出しが行われることを知りながら当該募集又は売出しに係る株券等の取引が行われていたことが、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに判明した場合には、主幹事会員は、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

## 2-③ 株価の大幅な下落が認められた場合の対応



主幹事会員は、発行会社によって株券等の募集又は売出しが公表されるまでに、発行会社の株価に大幅な下落が認められた場合には、発行会社との間で募集又は売出しの日程について協議を行うものとする。

## 協会員における社内研修の充実等に向けた対応について

平成 25 年 3 月 19 日

研修編成ワーキング・グループ

日本証券業協会では、協会員に対し倫理コードの保有等及び協会員の役職員に対し職域に応じた社内研修を行うよう自主規制規則で規定しており、全国の協会員においては、事業規模や業務内容等に鑑み、それぞれ倫理コードを整備し役職員への周知・徹底を図るとともに、職責や職域に応じたコンプライアンスの徹底に資する社内研修を実施するなど、職業倫理の醸成及びコンプライアンス意識の向上に向けて自主的に取り組んできたところである。

そうした中で、公募増資に係るインサイダー取引事件に絡んだ会員における法人関係情報の管理態勢の問題等、証券投資及び証券業界に対して国民に不信感を与えかねない事案が発生したことに鑑み、平成 24 年 7 月 17 日の自主規制会議において重大な法令違反行為の再発防止をはじめ、証券業界に対する信頼の回復、向上に向けた方策について検討する旨を決議し、これを「会員の信頼性向上に向けて取り組むべき諸課題について」として取りまとめ公表した。

これを受け、自主規制会議では、発生した個別事案等を踏まえた課題や取組み等を踏まえ、同年 10 月 16 日に、「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめ公表し、これらの対応方針に沿ってワーキング・グループ等で具体的な対応を進めることとされた。

また、金融庁においては、自主規制会議決議における当該対応方針に先駆け、同年 8 月に平成 24 事務年度金融商品取引業者向け監督方針を取りまとめ、その中で、「役職員による不正行為（中略）の防止に向けた職業倫理の強化や法令順守意識の涵養等について、経営陣が主導性をもって取り組んでいるかを検証する」としたところである。

本書は、これらを踏まえ、協会員における社内研修の充実に向けた対応について、研修編成ワーキング・グループ（以下「本ワーキング・グループ」という。）における検討結果を取りまとめたものである。

### 1. 倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底を図る社内研修の対応について

本ワーキング・グループでは、協会員の倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、協会員が定める倫理コードの実効性を確保する方策の一つとして、職業倫理・コンプライアンスに関する社内研修の充実に向けた対応について検討を行った。

標準的な社内研修のプログラム等の作成及び当該プログラム等の自主規制規則化については、社内研修は、協会の規模・業容等の実情等に応じ、また、必要な知識や専門性等に鑑み適時取り組むことにより的確な効果が得られるものであり、多くの協会において積極的に取り組んでいることから、その具体的内容まで規則で定め画一的な対応が求められるとかえって研修が形骸化する可能性があるとの意見が大勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、規則で研修プログラムの強化を規定する必要はないものの、本ワーキング・グループとして改めて協会の役職員に対する研修の考え方について整理し周知するとともに、今後とも積極的に社内研修の充実に取り組むスタンスを明らかにすべきとの方針で意見の一致を得て、倫理意識の醸成及びコンプライアンスの徹底を図る社内研修の対応について、下記4.の「**役職員に対する研修の考え方**」として整理し取りまとめることとした。

## 2. 具体的な効果測定を講じることについて

本ワーキング・グループでは、社内研修の成果として、職責に応じ外務員資格試験又は内部管理責任者試験を受験するなど具体的な効果を測定する措置を講じることについて検討を行った。

一般的に社内研修の内容がどの程度理解されたか、社内ルール等がどの程度周知・徹底されているか等、研修終了後の効果を測定する方法として、本ワーキング・グループにおいて議論したところ、例えば、研修内容に関する理解度確認テスト（eラーニングの活用等）を実施する、職責・職域に関わらず全役職員に協会が実施する一種外務員資格ないしは内部管理責任者資格の取得を奨励するなど工夫して対応しているとの意見があった。

これらについても、上記1.における社内研修の実情等と同様に、協会の規模・業容及びこれらに応じ必要な専門性等を考慮するとケース・バイ・ケースであるべきであり、画一的にその方法を定めることは現実的ではないとの意見が大勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、社内研修の成果に係る効果の測定についても、具体的な対応は協会の実情に委ねることとし、具体的な成果等の把握・管理について、下記4.の「**役職員に対する研修の考え方**」の中で整理することとした。

## 3. 行政処分等を受けた協会の社内研修の取組等の公表について

本ワーキング・グループでは、協会の社内研修の充実に向けた対応を図るため、行政処分等を受けた会社は、社内研修を含めた自主的な再発防止策の取組みを公表（各社HP上など）することについて検討を行った。

協会が行政処分等を受けた場合、その事案について処分事由に応じた再発防止策(改善策)を策定しこれに取り組むが、社内研修が主要な改善策である場合もあり、そうした改善策は利用者に対し公表する手段を持つ協会にあっては、これまでも必要に応じて対応してきており、このような

対応は自発的に行うことが望ましいとの意見が大勢を占めた。

そうした議論を踏まえ、行政処分等に係る社内研修を含めた再発防止策の公表については、処分事由に応じ、当該改善策として社内研修への取組みが必要かどうかを含め、協会の自主的な取組みに委ねるべきとの意見で一致を得た。

#### **4. 「役職員に対する研修の考え方」の取りまとめ及び公表について**

上記1. から3. の検討を踏まえ、本ワーキング・グループでは、協会が定める倫理コードの実効性を保持し、職業倫理の醸成及びコンプライアンス意識の向上を図る措置の一つとして、当該社内研修を実施する際の参考に資するため、また、協会の実情等に応じ、今後とも積極的に社内研修の充実に取り組むスタンスを明らかにするため、「**役職員に対する研修の考え方**」（別紙参照）を取りまとめ、全国の協会に周知するとともに公表することとした。

以 上

## 「役職員に対する研修の考え方」

協会員は、金融商品取引業に携わる全ての役職員に対して、倫理の醸成及びコンプライアンスの周知・徹底を図り、各協会員が定める倫理コードの実効性を確保するために、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うように努めるものとし、また、必要に応じて研修の成果を把握するように努めるものとする。

職業倫理・コンプライアンスに関する研修を行うにあたっては、各協会員の規模・業務・業態に照らして必要な頻度・内容によって実施することを基本とし、その方法として以下の対応例が考えられる。

### <社内対応>

- ① 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第 19 条に定める「外務員の資質の向上のための社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同条が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ② 「協会の内部管理責任者等に関する規則」第 8 条第 3 項に定める「内部管理統括補助責任者研修に準じた社内研修」において、職業倫理・コンプライアンスをテーマとして取り上げる。また、必要に応じて、同研修を同項が定める対象者以外の役職員に受講させる。
- ③ 協会が提供する職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等または市販の職業倫理・コンプライアンスに関する研修資料等を用いて、各協会員の研修担当者等が研修を実施する。
- ④ 各協会員の研修担当者等が講師となって、または協会職員を含む外部講師に依頼して、職業倫理・コンプライアンスに関する研修を実施する。

### <社内研修の協会研修による代替>

- ⑤ 協会が開催する職業倫理・コンプライアンスに関する研修を受講させる。

以上

# 資料8

## 外務員資格試験等における課題への対応状況について

平成 25 年 3 月 21 日

日本証券業協会

### 1. 平成 24 年度当面の主要課題（H24.7）への対応状況について

本協会では、本事業年度の主要課題の一つとして、投資者の意識や規制環境の変化等を踏まえた適切な試験問題の見直しを行うこととし、事務局内に「外務員等資格試験問題改革プロジェクトチーム（以下「PT」という。）」を設置し、1年を目途に試験問題の点検を実施することとしております。

- ① 本PTでは、課題への対応に向けては、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）を取りまとめ、シラバスをもとに試験問題の点検を実施することとし、昨年8月から本年2月まで計7回の会議において検討を行い、本年3月、現在の外務員必携等の内容に基づきシラバスを取りまとめました。
- ② 本年3月から、現存の全試験問題について外務員及び内部管理責任者等が習得すべき知識を確認する問題となっているか、本シラバスをもとに点検を実施します。
- ③ 今後、本年6月を目途に投資者の意識や規制環境の変化に即応した内容（時事的な問題への素早い対応及び顧客ニーズへの適切な把握・提案のための商品知識の確立等）を本シラバスに盛り込むなど、継続して改訂していきます。

### 2. 「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」（H24.10.16）への対応状況について

本件のうち、「4. 研修及び資格試験制度の見直し」の「(1) 研修制度 ③ 資格更新研修の充実に向けた対応」及び「(2) 資格試験制度」については、「24年度中を目途に検討。」としておりましたが、以下のとおり対応を行いました。

- ① 本年2月までに、インサイダー取引防止及び法人関係情報管理に関する内容を適宜盛り込んだ形で、外務員必携等のテキストに係る追補版の作成等、外務員等資格試験問題の追加作成及び資格更新研修の内容の改訂等所要の対応を行いました。
- ② 資格更新研修の充実に向けた対応については、「研修編成ワーキング・グループ」においてコンテンツ見直しに係る検討を行い、本年2月、コンテンツの改訂方針について取りまとめを行いました。今後、本改訂方針に基づき事務局において具体的な内容の作成を行い、本年秋からの資格更新研修への反映を予定しています。

- ③ 外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）に基づき出題する枠組みの構築に向けた対応については、上記1において併せて検討を行いました。

以 上

**「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」等の一部改正について（案）**

平成 25 年 3 月 日  
日本証券業協会

**1. 改正の趣旨**

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（平成 21 年内閣府令第 78 号）附則第 4 条第 2 項において、平成 25 年 3 月 31 日までの間の経過措置として、「平成 22 年 3 月 31 日前に行われた旧金融商品取引法第 23 条の 14 第 1 項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券で外国証券売出しの対象となるもの」の外国証券情報の記載事項については、「内閣府令において規定された情報」の代わりに「認可金融商品取引業協会の規則の定める当該有価証券の内容等を説明した文書に記載すべき情報」による対応が認められているところである。

今般、当該経過措置が平成 25 年 3 月 31 日をもって終了することを受け、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、「外国証券の取引に関する規則」について、所要の改正を行うこととする。

**2. 改正の骨子****（1）「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の一部改正について**

経過措置終了に伴い、経過措置の適用を受ける外国証券（「特例外国証券売出し証券」）に関連する条文（第 3 条第 2 項及び第 6 条第 2 項）を削る。

**（2）「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について**

① 経過措置終了に伴い、経過措置の適用を受ける外国証券（「特定特例外国証券売出し証券」）に関連する条文（第 10 条の 2 第 3 項及び第 4 項）を削る。

② その他所要の整備を図る。

**（3）「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について**

所要の整備を図る。

**3. 施行の時期**

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

# 売出し規制に係る経過措置について

平成22年4月1日～平成25年3月31日

平成25年4月1日～

## ①海外発行新株 予約権付債券に 関する特例措置

- ・内容:海外発行新株予約権付債券の外国証券売出しについて、権利行使等により取得等されることとなる株券が「指定外国金融商品取引所」に上場されているものに加え、「金融商品取引所」に上場されているものについても対象とすることを認めるもの。
- ・法令:金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平二一政三〇三) 第2条
- ・協会規則:なし

廃止  
(延長なし)

## ②私売出しに関 する特例措置

- ・内容:平成22年3月31日前行われた海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券で外国証券売出しの対象とならないものについて、「転売制限」を付す代わりに、「認可金融商品取引業協会の定める当該有価証券の内容等を説明した文書の交付等を行う」対応を認めるもの。
- ・法令:金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平二一内閣府令七八)附則第4条第1項
- ・協会規則:少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る「外国証券の取引に関する」規則の特例に関する規則(第3条第1項、第4条、第5条及び第6条第1項)、金融商品仲介業者に関する規則(第10条の2第1項及び第2項)

延長  
(3年間)  
(平成28年3月  
31日まで)

## ③外国証券情 報の記載事項に 関する特例措置

- ・内容:平成22年3月31日前行われた海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券で外国証券売出しの対象となるものの外国証券情報の記載事項について、「内閣府令において規定された情報」の代わりに「認可金融商品取引業協会の規則の定める当該有価証券の内容等を説明した文書に記載すべき情報」による対応を認めるもの。
- ・法令:金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平二一内閣府令七八)附則第4条第2項
- ・協会規則:少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る「外国証券の取引に関する」規則の特例に関する規則(第3条第2項及び第6条第2項)、金融商品仲介業者に関する規則(第10条の2第3項及び第4項)

廃止  
(延長なし)

# 資料 10

## 平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年2月度月次速報版）

平成25年3月19日  
証券・金融商品あっせん相談センター

### 1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	402	393	384	368	398		1,945	389.0
取引制度に関する相談	102	115	147	120	152		636	127.2
勧誘に関する相談	154	111	82	92	85		524	104.8
売買取引に関する相談	58	104	73	59	63		357	71.4
事務処理に関する相談	44	35	39	54	46		218	43.6
その他の相談	44	28	43	43	52		210	42.0
苦 情	72	73	74	74	60		353	88.3
勧誘に関する苦情	55	36	39	25	25		180	45.0
売買取引に関する苦情	9	27	26	30	19		111	27.8
事務処理に関する苦情	4	5	6	14	8		37	9.3
その他の苦情	4	5	3	5	8		25	6.3
あっせん	18	19	27	18	13		95	31.7
勧誘に関する紛争	14	18	22	13	11		78	26.0
売買取引に関する紛争	4	1	4	5	1		15	5.0
事務処理に関する紛争	0	0	1	0	1		2	0.7
その他の紛争	0	0	0	0	0		0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考 1】 24年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	253	333	392	368	379	397	2,122	353.7
取引制度に関する相談	61	77	114	100	102	106	560	93.3
勧誘に関する相談	91	139	139	115	149	145	778	129.7
売買取引に関する相談	50	55	67	56	51	50	329	54.8
事務処理に関する相談	25	26	19	39	30	43	182	30.3
その他の相談	26	36	53	58	48	53	274	45.7
苦 情	87	96	80	74	74	73	484	80.7
勧誘に関する苦情	52	50	40	44	40	39	265	44.2
売買取引に関する苦情	14	22	24	19	17	11	107	17.8
事務処理に関する苦情	12	14	6	8	6	14	60	10.0
その他の苦情	9	10	10	3	11	9	52	8.7
あっせん	19	28	19	11	16	8	101	16.8
勧誘に関する紛争	15	25	19	11	14	7	91	15.2
売買取引に関する紛争	3	2	0	0	2	1	8	1.3
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況

(単位:件)

(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あっせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

	22年度 累計	22年度 月平均
相 談	4,099	341.6
取引制度に関する相談	1,487	123.9
勧誘に関する相談	974	81.2
売買取引に関する相談	567	47.3
事務処理に関する相談	454	37.8
その他の相談	617	51.4
苦 情	1,009	84.1
勧誘に関する苦情	498	41.5
売買取引に関する苦情	257	21.4
事務処理に関する苦情	141	11.8
その他の苦情	113	9.4
あっせん	239	19.9
勧誘に関する紛争	184	15.3
売買取引に関する紛争	47	3.9
事務処理に関する紛争	3	0.3
その他の紛争	5	0.4

2. 商品別処理状況(25年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	2月度 合計
相 談	177	57	108	2	3	0	51	398
取引制度に関する相談	70	20	32	0	1	0	29	152
勧誘に関する相談	29	17	38	0	0	0	1	85
売買取引に関する相談	32	9	16	0	2	0	4	63
事務処理に関する相談	21	7	6	2	0	0	10	46
その他の相談	25	4	16	0	0	0	7	52
苦 情	23	21	10	0	0	1	5	60
勧誘に関する苦情	7	13	4	0	0	1	0	25
売買取引に関する苦情	11	6	1	0	0	0	1	19
事務処理に関する苦情	5	1	1	0	0	0	1	8
その他の苦情	0	1	4	0	0	0	3	8
あっせん	2	6	4	0	0	1	0	13
勧誘に関する紛争	0	6	4	0	0	1	0	11
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～25年2月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	1450	902	1225	28	15	8	434	4,062
取引制度に関する相談	467	243	263	7	4	8	200	1,192
勧誘に関する相談	270	409	576	4	1	0	41	1,301
売買取引に関する相談	333	135	186	9	9	0	15	687
事務処理に関する相談	202	49	65	5	1	0	78	400
その他の相談	178	66	135	3	0	0	100	482
苦 情	279	247	216	11	4	41	43	841
勧誘に関する苦情	80	180	141	2	1	40	3	447
売買取引に関する苦情	113	46	50	5	2	0	2	218
事務処理に関する苦情	60	9	12	3	0	0	13	97
その他の苦情	26	12	13	1	1	1	25	79
あっせん	35	59	62	4	0	37	0	197
勧誘に関する紛争	18	57	53	4	0	37	0	169
売買取引に関する紛争	14	0	9	0	0	0	0	23
事務処理に関する紛争	3	2	0	0	0	0	0	5
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

### 3. 男女別処理状況(25年2月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	1月度 合計
相 談	198	187	13	398
取引制度に関する相談	77	65	10	152
勧誘に関する相談	33	51	1	85
売買取引に関する相談	32	31	0	63
事務処理に関する相談	22	22	2	46
その他の相談	34	18	0	52
苦 情	30	28	2	60
勧誘に関する苦情	9	14	2	25
売買取引に関する苦情	10	9	0	19
事務処理に関する苦情	5	3	0	8
その他の苦情	6	2	0	8
あっせん	4	6	3	13
勧誘に関する紛争	2	6	3	11
売買取引に関する紛争	1	0	0	1
事務処理に関する紛争	1	0	0	1
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

### 【参考】平成24年度(平成24年4月～25年2月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	2,096	1,781	185	4,062
取引制度に関する相談	678	440	74	1,192
勧誘に関する相談	619	635	47	1,301
売買取引に関する相談	315	343	29	687
事務処理に関する相談	226	154	20	400
その他の相談	258	209	15	482
苦 情	463	311	67	841
勧誘に関する苦情	212	174	61	447
売買取引に関する苦情	135	83	0	218
事務処理に関する苦情	65	31	1	97
その他の苦情	51	23	5	79
あっせん	72	75	50	197
勧誘に関する紛争	54	65	50	169
売買取引に関する紛争	14	9	0	23
事務処理に関する紛争	4	1	0	5
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成24年4月～平成25年2月）  
について

平成25年3月19日

日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成24年4月から平成25年2月までに寄せられた通報総件数は4,058件、1日あたり平均通報件数は約18件（前年同期：通報総件数5,348件、1日平均約24件）。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約83パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約17パーセント。
- ③ 通報者の約66パーセントが70歳以上の高齢者で、60歳代までを含めると約90パーセントを占める。
- ④ 商品別の通報をみると、平成24年4月から平成25年2月では「その他」に分類される通報が最も多く約60パーセントであり、未公開株、社債に係る通報がそれぞれ約18パーセントとなっている。
- ⑤ 「その他」の内訳をみてみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取り・返金」などをもちかけられたという通報が約8割を占めている。中には、保有している未公開株の発行会社が合併するとして、新会社の株式取得に係る手続き（手数料等の支払い）を求められるケースも多く見受けられる。  
「買取り・返金」などに係る通報以外の約2割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国通貨などに係る通報である。
- ⑥ 被害金額は、平成24年4月から平成25年2月累計で約39億8,564万円。商品別被害金額では、株式に係る金額が約46パーセントと最も多く、その額は約18億4,017万円となっている。  
なお、平成25年2月の被害金額は、約2億5,670万円で、平成25年1月の被害金額約2億1,279万円から比べると約20パーセント増加している。  
また、平成25年2月の1通報あたり（被害金額を聴取している通報（49件）に限る）の平均被害金額は約524万円、1通報における最大の被害金額は約1億円（仲介業者と発行会社から複数回に亘って未公開株を購入したもの）である。
- ⑦ 勧誘手法からみると、電話だけで被害に遭うケースが約71パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約98パーセントとなっている。

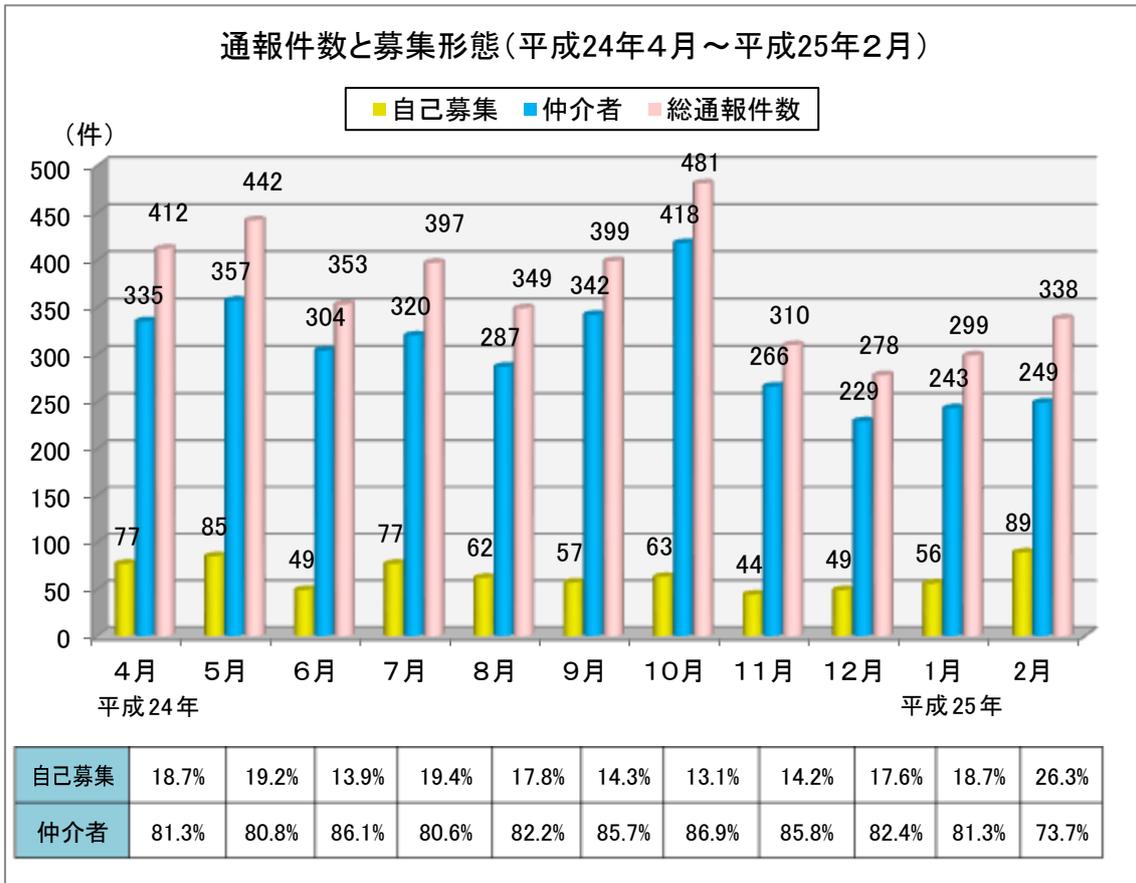
- ⑧ 証券会社との取引がある方からの通報件数(平成25年2月)は338件中177件(約52パーセント)であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は177件中17件(約10パーセント)、被害金額は約2億5,670万円で1億6,615万円(約65パーセント)である。商品別の被害金額では、未公開株が約1億4,670万円、ファンドが約30万円、その他が約1,915万円である(社債の被害通報はなかった)。

以 上

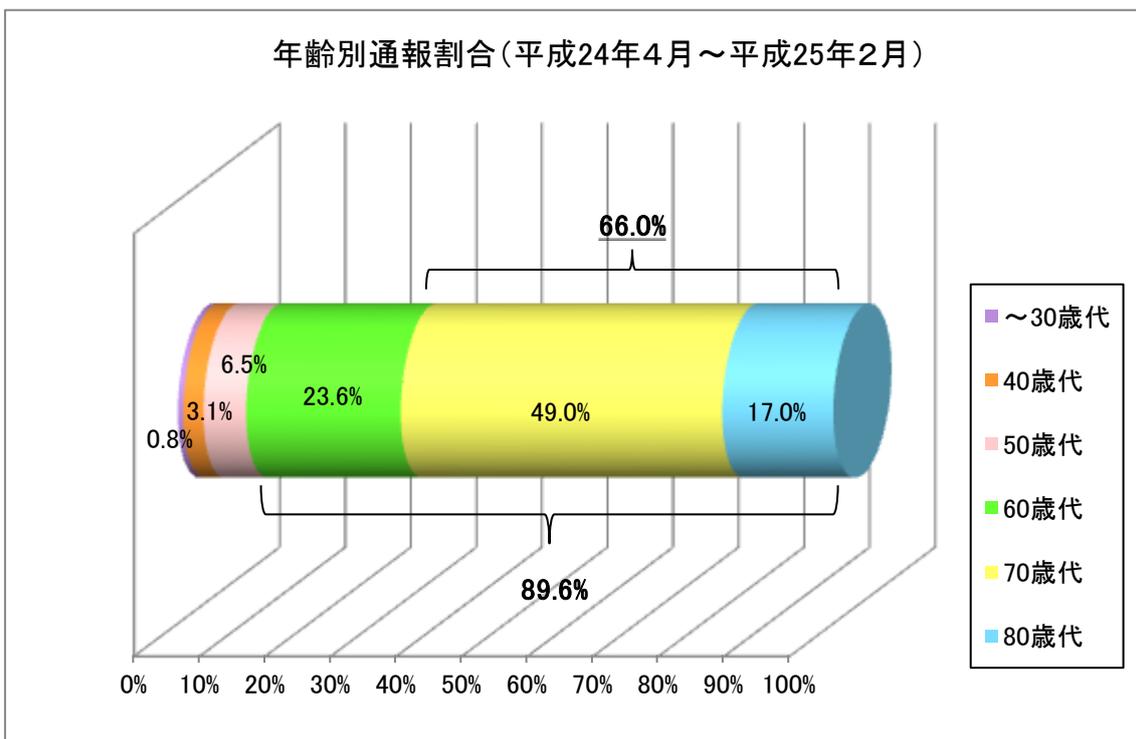
# 別表

## 未公開株通報専用コールセンターへ寄せられた通報状況 (平成24年4月～平成25年2月)

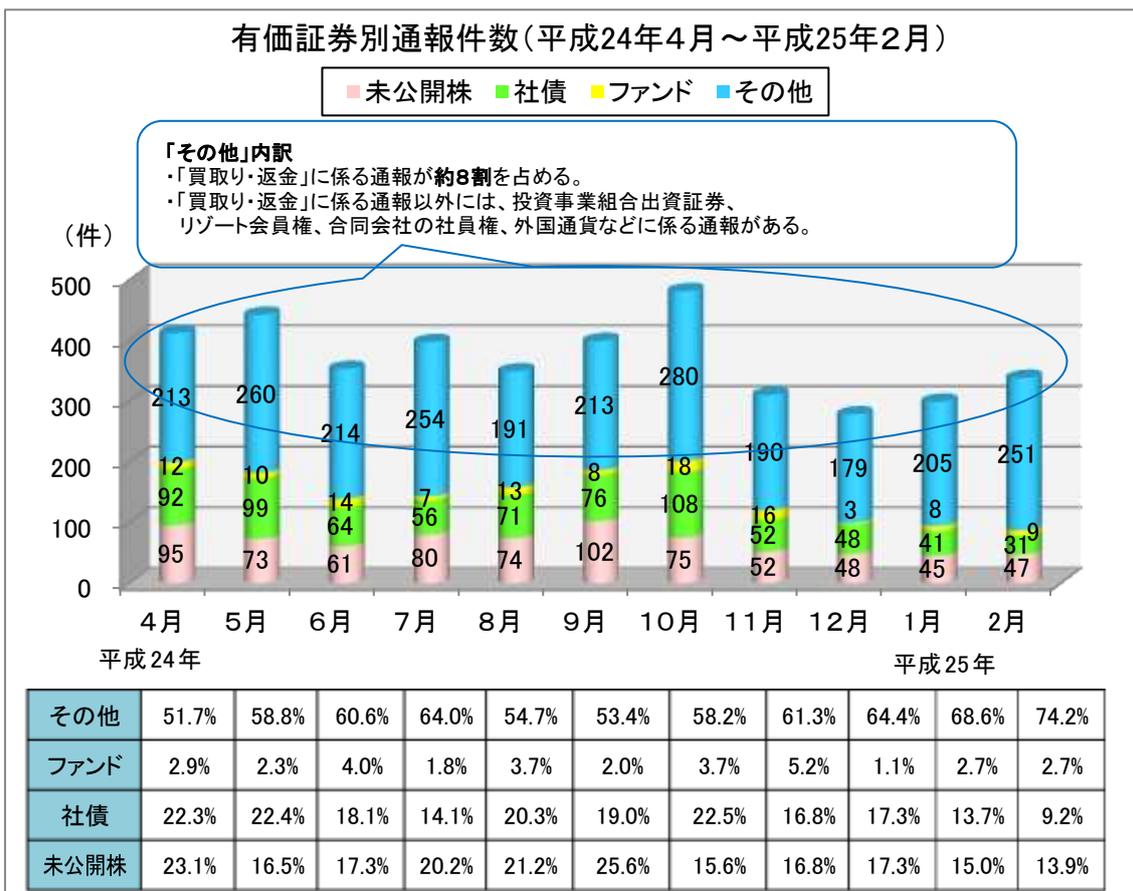
### 1. 通報件数と募集形態



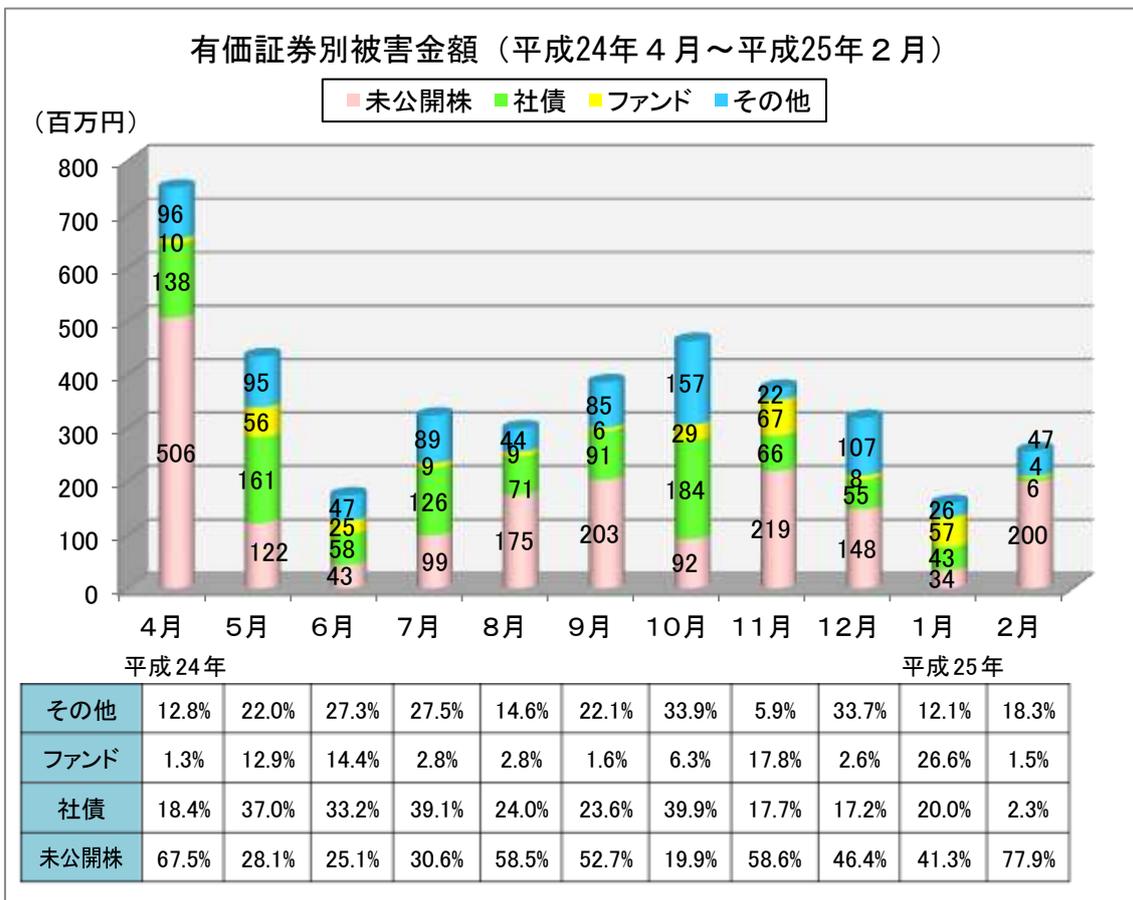
### 2. 通報者の年齢別割合



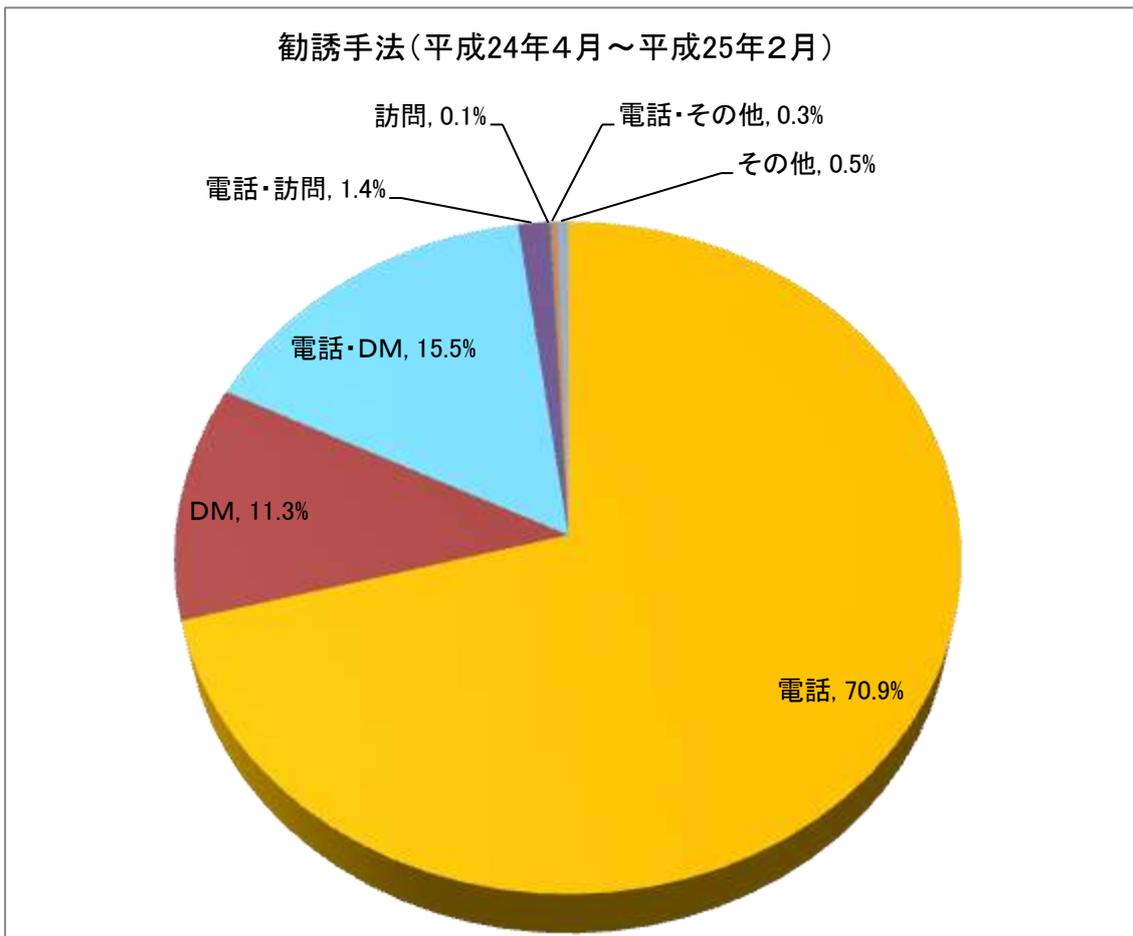
### 3. 有価証券別の通報件数



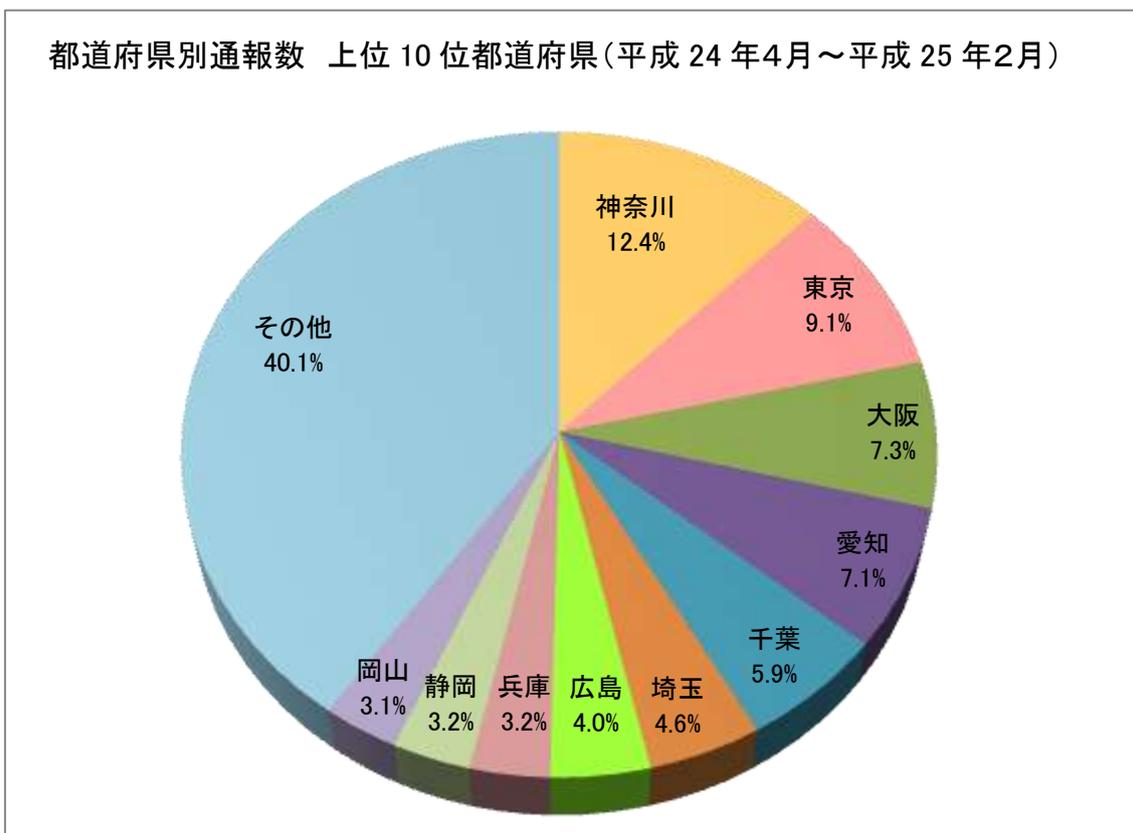
### 4. 有価証券別の被害金額



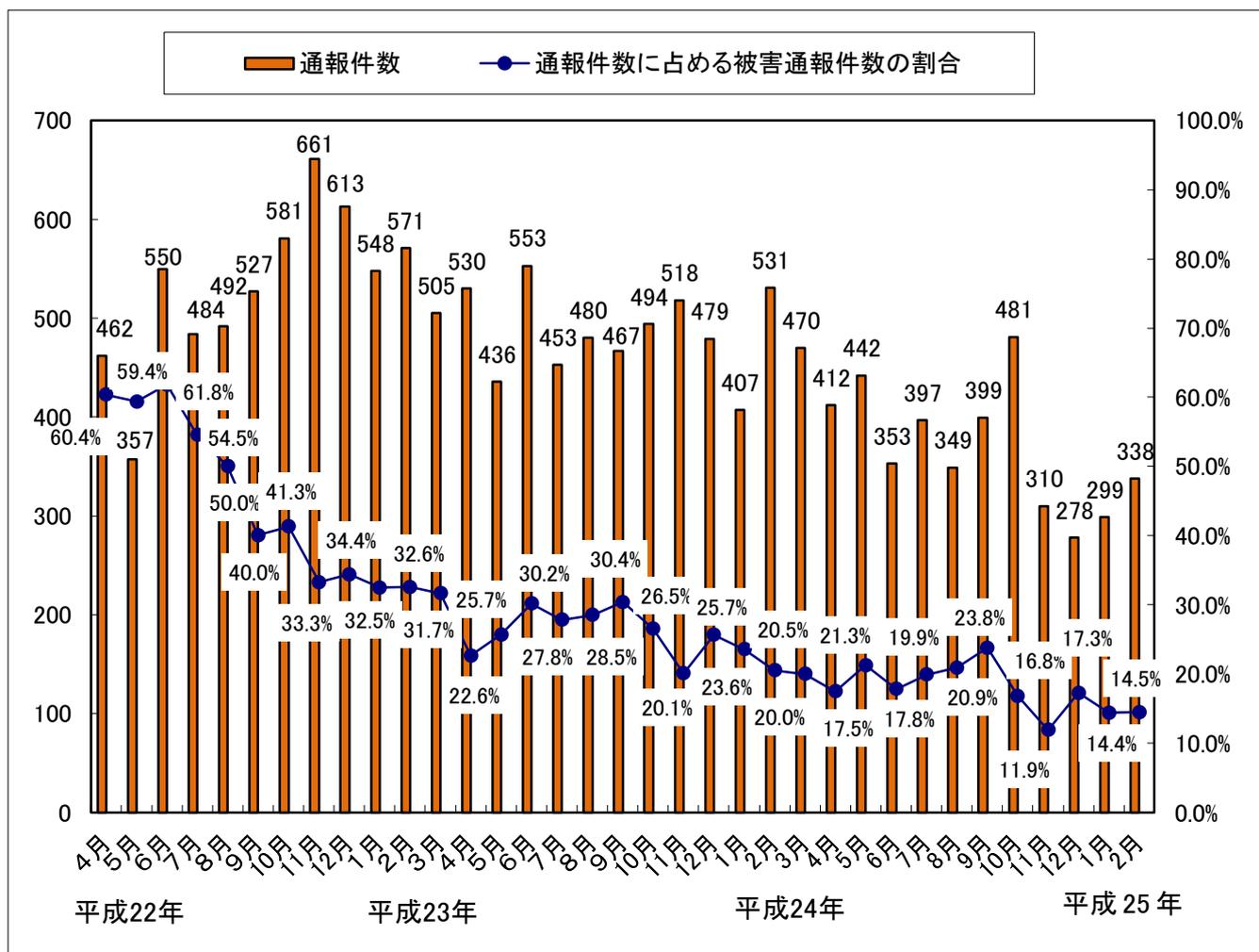
5. 勧誘手法



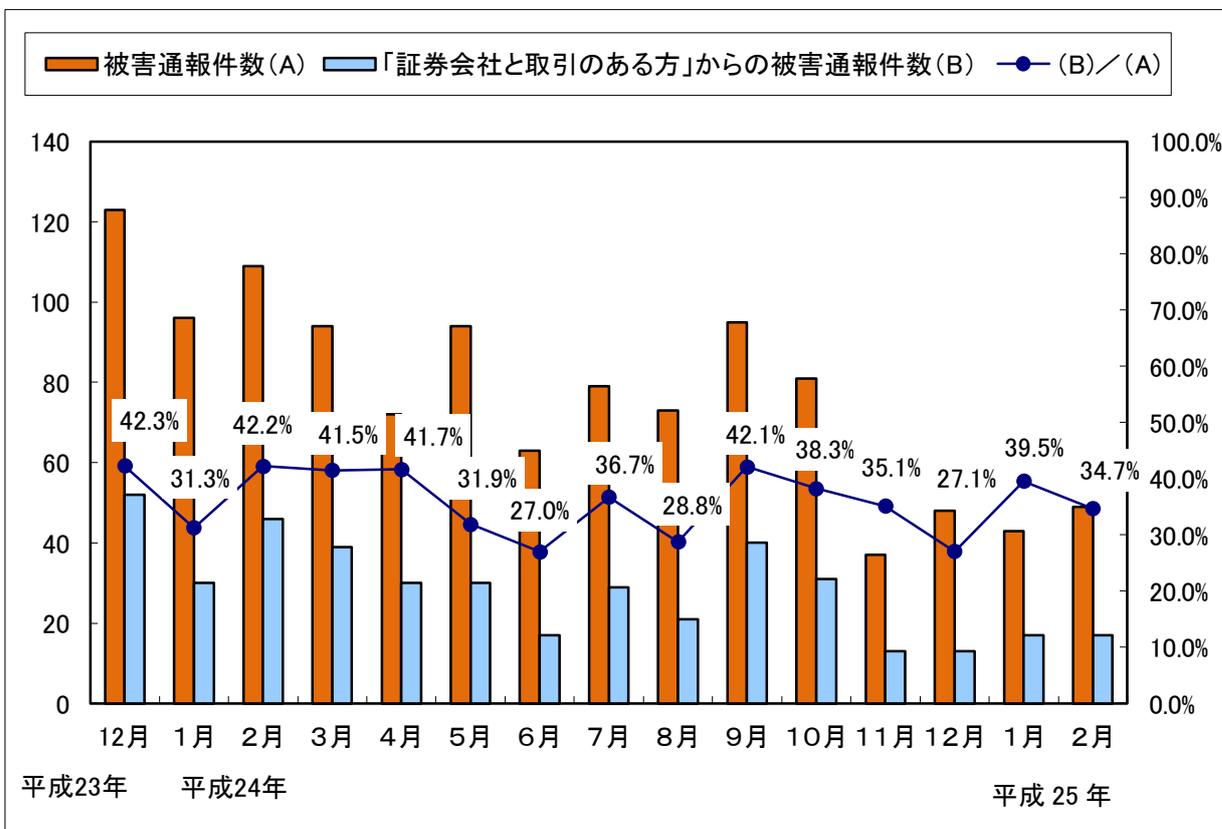
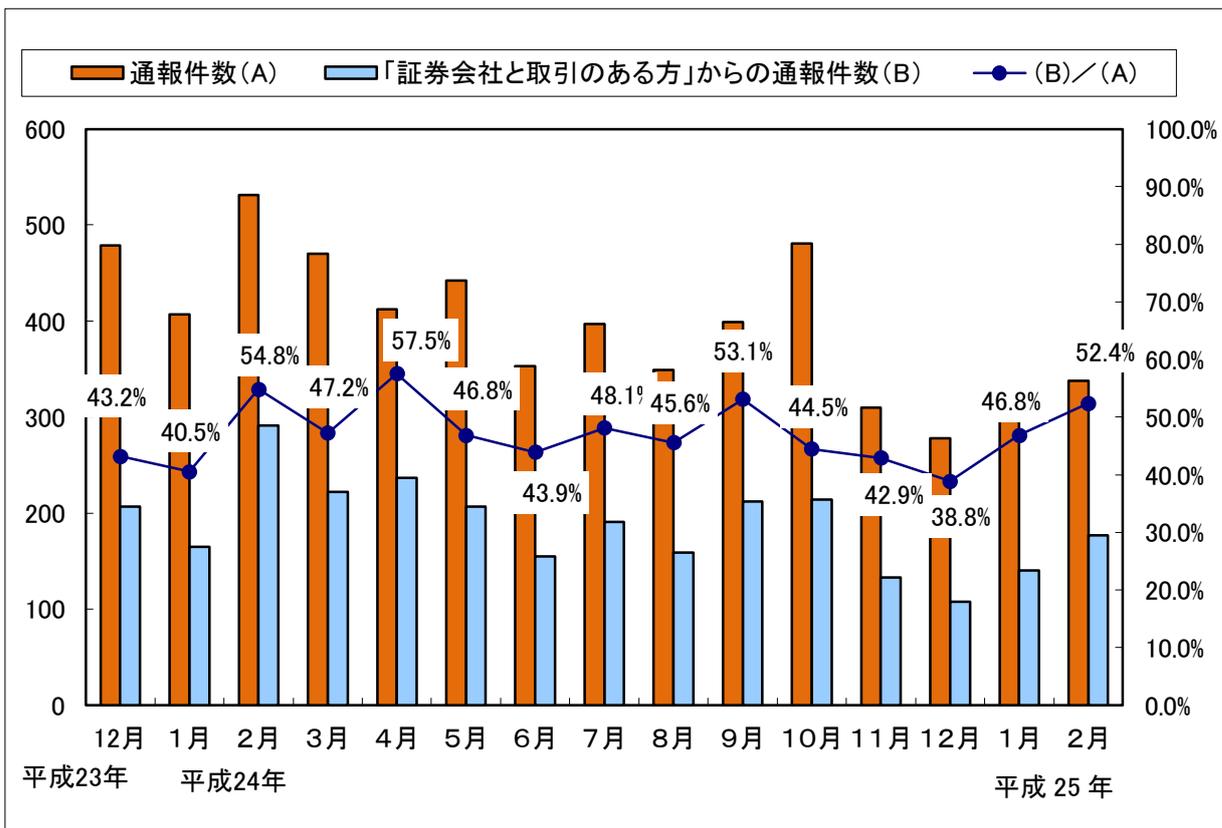
6. 都道府県別の通報件数の割合



7. 通報件数に占める被害通報件数



8. 「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以上